

T & M NEWS

第304号

2021. 1. 20

税理士法人アリオン

[本社]
福岡市中央区渡辺通1丁目1-1サンセルビル7階
Tel: 092-724-1118・1128 Fax: 092-724-1138

[東京事務所]
東京都中央区湊3丁目11-7湊92ビル6階
Tel: 03-5542-0982 Fax: 03-5542-0986

[栃木事務所]
那須塩原市下永田2丁目1045-3-D102
Tel: 0287-46-5722 Fax: 0287-46-5723

NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2021年度税制改正大綱発表！使い勝手は？

減税措置の拡充と延長が柱
黒字企業にしか恩恵なし！？
ハンコ社会よさようなら



税制改正大綱は、新型コロナウイルスの影響が色濃く出た結果に…。倒産や失業者増にもかかわらず、住宅減税に贈与特例、法人向け減税など、余裕のある法人個人向けの項目が目立ちます。

住宅取得を後押し！



●住宅減税は範囲を拡げて延長

年末の借入金残高の1%を所得税から控除できる住宅ローン控除（10年で最大400万円）について、13年間控除できる特例が2年間延長されます。通常の10年に加え、11年目から3年間は“消費税率2%増税部分”が控除対象です。

利用できるのは今年中で、新築戸建なら9月末までに契約し、来年末までの入居が条件です。

住宅ローン減税	
10年間控除期間	
・年末のローン残高 ×1%を控除 (最大年40万円)	・建物購入価格の2%以内が控除対象
・床面積40㎡以上	

2021年度税制改正大綱のポイント



暮らしは？

- 住宅ローン減税特例の2年延長
- 住宅取得資金贈与の特例も拡充へ
- 短期で受け取る退職金への課税強化
- 教育、結婚子育て資金一括贈与の2年延長
- エコカー減税の延長・見直し
- 2021年度土地の固定資産税の増税回避
- ベビーシッター利用補助を非課税へ

○ 減税
● 増税
◇ 中立

企業は？

- 中小企業M&A促進税制の創設
- 中小企業投資促進税制の延長
- 中小企業防災・減災投資促進税制の延長
- 中小企業の所得拡大促進税制の拡充延長
- 中小企業の軽減税率の特例延長
- 研究開発税制の拡充

効率化

- ◇ 押印書類を大幅減へ
- ◇ 電子請求書の発行手続き制度の整備
- ◇ 国税書類のスキャナ保存制度の見直し



<住宅種類ごとの契約期限>

種 類	契約期限	入居期限
戸建の新築	2021/9/30	2022/12/31 まで
分譲マンション、建売住宅、中古住宅等	2021/11/30	

住宅の床面積も40㎡以上と範囲が広がるので、単身者や夫婦2人世帯でも利用しやすくなります。

◆対象住宅と対象者の所得要件

床面積40㎡以上50㎡未満（合計所得1千万円以下）
床面積50㎡以上（合計所得3千万円以下）

●退職金での節税にSTOP!



退職所得は、退職金から退職所得控除額（勤続年数×40万円※）を控除した額の50%に税率を乗じて計算するため、給与所得より税負担を抑えられます。（※21年目から70万円）

この仕組みを活用し、ハットパーティングの際などに月額給与を低くし、代わりに高額な退職金を支給する条件で雇用契約を結ぶケースが問題となっていました。

改正で、勤続年数5年以下の社員は“退職金－退職所得控除額”のうち300万円超部分は50%控除できなくなり、増税になります。

勤続5年で退職した場合の増税影響額

退職金額	現状(所得税+住民税)	改正後	増税額
500万円	23万円	23万円	0万円
1,000万円	78万円	154万円	76万円
5,000万円	935万円	2,112万円	1,177万円

●今年の固定資産税は“増税なし”

2021年は、3年に1度の固定資産税の評価額の評価替え（負担調整措置）の年です。所在地によっては地価上昇による評価替えで課税標準額が上がり、固定資産税が増える可能性があります。



10ヶ禍での土地所有者の負担増を避けるため、2021年度の固定資産税に限り増額しない特例が設けられます。

- ・評価額が上がる土地 → 前年と同額に据置
- ・評価額が下がる土地 → 引き下げて課税

◆<固定資産税評価額を使うもの>

不動産取得税、登録免許税、相続・贈与と不動産の評価は、評価替え後の評価額で計算します。

子育て世代の支援制度



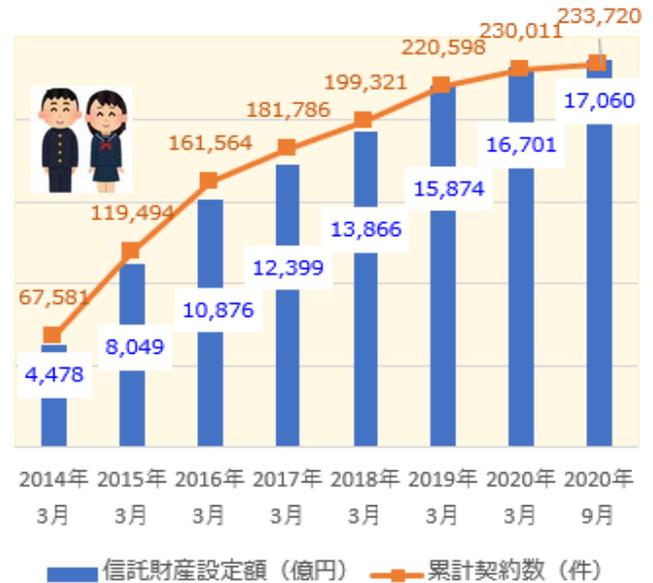
●教育資金の一括贈与は2年延長に

1,500万円を非課税で贈与でき、相続財産減らしにつながると、2013年のスタート以来、昨年9月までに累計23万件強、合計1兆7,000億円が教育資金として贈与されました。2019年の改正に続き、相続税の課税が強化されます。

◆改正ポイント

- ★贈与者の死亡時
残った贈与財産はすべて相続税の対象
- ★祖父母から孫への贈与
相続税2割加算の対象

教育資金贈与信託の設定状況



4月1日の改正後の契約でも、相続発生時に“受贈者が23歳未満や在学中”なら相続税はかかりません。22歳までに使い切れる金額を贈与すれば、財産減らし効果は生じます。

●子育て、住宅の贈与特例も継続

結婚子育て資金の一括贈与制度（最大1,000万円）は相続税の課税強化がされて2年延長、住宅取得資金贈与の特例（最大1,500万円）は床面積40㎡住宅も対象に含められました。

10ヶ禍で家計が厳しい子育て世帯を、余裕ある祖父母世代に援助させ、教育や住宅需要で経済回復にもつなげたい国の意向がみえてきます。



法人向けは減税ズラリ

●中小企業のM&Aを促進



コロナ禍による倒産廃業で経営資源が散逸してしまう前に、中小企業再編を推進し、経営統合後を軌道にするのが**経営資源集約化税制**。

M&Aによる生産性向上効果や買収後の雇用安定計画などを“経営力向上計画”にまとめ、認定を受けると次の3つの特例が使えます。

★M&A効果を高める設備投資は100%償却

M&A効果を高めるための投資※で、投資額100%償却または10%の税額控除の対象に
※自社とM&Aで取得した技術を組み合わせた新製品の製造設備、仕入や製造販売を統合するための共通システム投資など

★支給給与増で25%の税額控除

M&Aの結果、給与支給総額が対前年比2.5%以上増で、**増加額の25%が税額控除**の対象

★投資損失準備金の一括損金算入

- ・M&A後の簿外債務等の発覚リスクに備える新制度。
- ・M&A（上限10億円で株の買い取り）実施後、投資額の70%以内の投資損失準備金を計上すると、全額損金算入可能
- ・準備金は投資後5年間据え置き、その後5年間で均等に取り崩して利益計上が要件

●設備投資減税は2年延長

投資減税制度は、コロナ禍でも活用しやすいよう見直されて2年延長となっています。

制度	対象業種	投資目的
経営強化税制	製造/建設/小売/卸売/サービス等	・生産性や経営力向上のための設備投資 ・ M&A後の設備投資を追加
投資促進税制	上の業種の他 不動産、物品賃貸業、料亭、ナイトクラブ等追加	事業用全般 
防災・減災投資促進税制	指定なし 	・自然災害や感染症対策としての投資（自家発電機など） ・ 無停電源装置、感染症対策のサージファイなど追加

★ピンク文字はコロナで加えられた改正部分

◆所得拡大促進税制は要件緩和し2年延長

継続雇用者への賃上げ要件を撤廃し、支給給与等総額が対前年度比1.5%以上なら、給与等増加額の15%が税額控除の対象に

◆中小企業の軽減税率も2年延長

資本金1億円以下の中小企業の年800万円以下の所得金額への税率は15%のままに

アフターコロナに向けて

●海外人材を呼び込めるか！



日本が国際金融都市に浮上するため、海外人材確保へ向けた改正が進みます。

◆海外資産への相続税免除

滞在期間10年超の外国人は国内外の財産へ相続税がかかるところ、海外資産を除外し国内資産に限定して、相続税負担を軽減します。

◆ファットマネージャーの所得税を軽く

億単位ののぼることもあるファットマネージャーの業績連動報酬。累進課税（最高55%）から、金融所得としての20%課税に見直されます。

◆非上場会社も業績連動給与の損金計上OK

有価証券報告書を提出しない運用会社でも、要件を満たせば業績連動給与を損金算入できることに。高額給与で人材確保につながるか！？

●脱ハンコ時代へ本格突入！

在宅ワークが浸透するなか、オフィス内の書類も押印不要へと変わっています。



4月1日以降、●所得税確定申告書や法人税確定申告書、●税務署等への届出書類、●扶養控除等申告書などの年末調整書類、などは押印が不要となります。

<押印義務が残る書類とは？>

遺産分割協議書、所有権移転登記承諾書、納税保証書、質権設定の承諾書など

●請求書も電子化へ



在宅ワークなのに、会社に届く請求書を回収するため出社が必要という会社は多く、電子発行請求書の需要が高まっています。

電子発行なら、紙や切手や郵送事務が不要で、相手はPCで内容を確認できます。

発行日付の確定のタイムスタンプや検索機能など要件が厳しくなりますが、来年1月の改正に向けて、社内の請求書発行システムの見直しの動きが加速され、導入企業は一気に増えそうです。

コロナ禍で税務調査は減少～2019年度所得税税務調査事績～

●調査は減少、でも追徴税額は増加！

2019事務年度（2019年7月から2020年6月）の税務調査は、コロナで外出が難しくなった3月から6月の4ヵ月が含まれる関係もあり、実地調査件数は前年より大きく減少しました。

一方、実地調査による追徴税額は、所得税で1件あたり166万円の前年比26.7%増、消費税で同91万円で同16.7%増と、逆に増加しました。

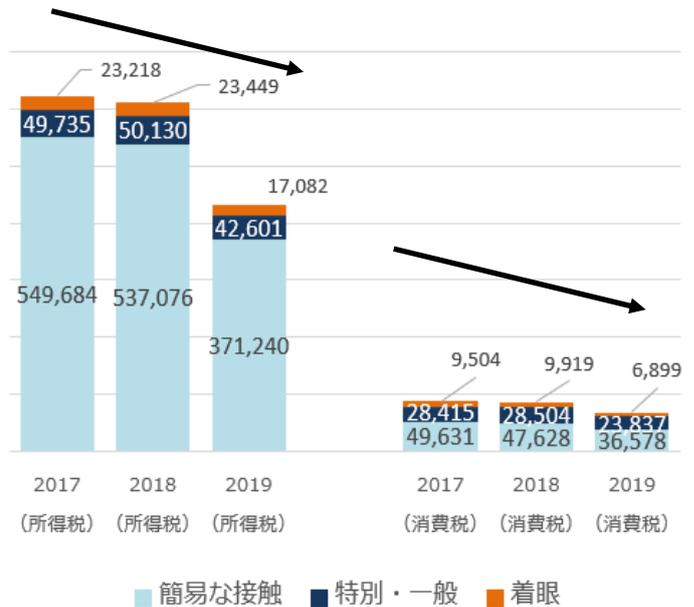
◆簡易な接触：納税者宅に行かずに、文書、電話による連絡、来署依頼による面接で、申告内容を是正。

◆特別調査・一般調査：

高額、悪質な不正計算が見込まれる案件を対象に実施。特別調査の日数は10日以上が目安。

◆着眼調査：資料情報や申告内容の分析の結果、申告もれ等が見込まれる場合に実地で短期間で実施。

コロナの影響で調査件数は減少



●注目する4つのキーワード

重点調査対象は、富裕層、海外取引、インターネット取引、無申告者。所得税の特別・一般調査の1人あたり申告もれは平均1,190万円で追徴税額222万円に対し、“富裕層”で2.6倍、“海外取引”では2.8倍（いずれも下表参照）など、高額に。

◆富裕層

国税庁は2017年度から“重点管理富裕層PT”を設置。有価証券や不動産の大口所有者、高額所得がある“超富裕層”の管理や調査情報を集めています。

◆海外取引

“国外送金等調書”“国外財産調書”“租税条約に基づく情報交換制度”“非居住者金融口座情報”など調査の情報源は年々充実する傾向です。

◆インターネット取引

売買取引だけでなく、サービス提供、車や部屋のレンタルなどネット取引はますます拡大。利益が出れば課税対象！国税庁の目もますます厳しくなりそうです。

◆無申告者

所得税調査と消費税調査が同時に実施されることが多いですが、消費税のみの調査もあります。

海外取引では、1人当たり追徴税額が平均の2.8倍！

重点チェック対象	調査件数	一人当たり申告もれ金額	一人当たり追徴税額
所得税	富裕層	1,767万円	581万円
	海外取引	2,406万円	627万円
	インターネット取引	1,264万円	349万円
	無申告者	2,160万円	237万円
	調査全平均	42,601件	1,190万円
消費税	無申告者		192万円
	調査全平均	23,837件	

(注) 調査全平均は、特別・一般調査の件数と金額。

■ 海外金融機関の情報で海外不動産所得が発覚

外国税務当局から入手した“非居住者の金融口座情報”から海外の複数の預金口座の存在が判明。金融商品投資、海外不動産投資やその貸付け・売却の事実が判明したが、投資利益や不動産所得は無申告。国外財産調書不提出のため、申告漏れの過少申告加算税は5%上乘せ

- 5年分の申告漏れ所得：2億7,900万円
- 追徴税額：6,800万円



■ ライブ・イベントでの音楽ライブ販売収入を毎年無申告

匿名性の高いネット取引は税務当局に把握されないと考え、領収書を破棄、ネット販売サイトのIDを削除などし、毎年無申告を通して。売上を元手に仮想通貨へ投資して利益を得たが、こちらの一部のみ申告。

- 6年分の申告漏れ所得：4,600万円
- 追徴税額：1,900万円



■ 虚偽の領収書で、譲渡費用をでっちあげて脱税

法人税調査の際、法人代表者の不動産所得に疑義が生じ、所得税調査にも着手。知人の個人的な旅行代金等を支払う代わりに、倒産した法人や知人の法人に虚偽の領収書を作成させ、譲渡所得の架空経費を計上して譲渡所得を圧縮していた。

- 6年分の申告漏れ所得：1億3,400万円
- 同追徴税額：5,200万円
- 3年分の消費税追徴税額：1,200万円



■ 個人事業主の巧妙な申告逃れ

ある法人調査の際、支払先の個人事業主の中に無申告者がいることが判明。売上金額は住所地と違う他県の支店に振り込ませ、他県で引き出して預金口座に残高を残さぬようにしていた。また、住民票を移さず、自分の所在地を隠す、原始記録等を破棄して、税務署が所得金額を把握できないよう隠すのを重ねていた（重加算税対象）。

- 7年分の申告漏れ所得：7,900万円
- 同追徴税額：2,300万円
- 3年分の消費税追徴税額：600万円